

平成 27 年 5 月 21 日 改定	現 行
<p>第 1 章 宅地造成等規制法の要旨</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 崖及び崖面（令第 1 条第 2 項）</p> <p>「崖」とは、地表面が、水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（花崗岩、安山岩等の火成岩及び硬い礫岩をいい、風化の著しいものは除きます。）以外のものをいいます。</p> <p>「崖面」の位置及び「切土又は盛土」の高さ</p> <p>※切土又は盛土により生じた崖面には、原則として、擁壁を設置し、これらの崖面を覆わなければなりません。（令第 6 条）</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>第 1 章 宅地造成等規制法の要旨</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 崖及び崖面（令第 1 条第 2 項）</p> <p>「崖」とは、地表面が、水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（花崗岩、安山岩等の火成岩及び硬い礫岩をいい、風化の著しいものは除きます。）以外のものをいい、<u>擁壁で覆われたものも含まれますが、建築物で覆われたものは含まれません。</u></p> <p>「崖面」の位置及び「切土又は盛土」の高さ</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>